

■■ 合同販売会「はーとふるメッセ」Q&A ■■

千葉県障害者就労事業振興センター

Q1. 参加申込みはどのようにするのでしょうか？

A. 各会場ごとに開催の1ヶ月前くらい前にホームページ上に開催概要を告知し、参加申込みを受け付けます。(過去に出店実績のある施設・事業所、会場近隣の振興センター会員施設・事業所へは、直接文書でお知らせします。)「参加申込書」に必要事項を記入の上、FAXにて参加申込みください。振興センターでは申込書を受信後直ちに(夜間・休日に受け付けた場合は翌営業日に)受理印を捺印してリファックスし、受理した旨を通知します。その後、入店手順等の実施要項を送付します。

Q2. 利用者も販売員として参加できますか？

A. 「はーとふるメッセ」の基本理念の一つは、「働く障害者の自立を目指した製造・販売活動の支援」ということです。従いまして、利用者の皆様も積極的に販売活動にご参加下さい。なお、販売活動従事者は事前に申請していただきます。出店前には販売スタッフ全員で「はーとふるメッセ販売員の心得」を確認するようにしましょう。

Q3. 販売品目に制限はありますか？

A. 販売していただくものは原則として出店施設・事業所によって製造されたものですが、仕入商品であっても内容が適切であれば問題ありません。ただし、リサイクル品についてはご遠慮ください。(販売品目については品名・単価について事前に報告していただきます。)
また、食品を販売する場合は、保健福祉センターの営業許可が必要です。
どのようにすれば、お客様にお買い上げ頂けるか品質・価格・商品構成・展示に知恵を絞りましょう。

Q4. 参加したいけど(遠隔地、人員の問題などで)、参加が難しいのですが？

A. 諸事情で参加が困難な施設・事業所に対して、はーとふるメッセ千葉寺店・県庁店で取り扱っている商品については、振興センターのブースで委託販売しています。この場合、販売価格に対し20%の手数料を頂く事になります。

Q5. 販売中、椅子に腰掛けてはいけませんか？

A. お客様に立って対応するというのは接客マナーの基本です。販売活動にあたっては、よほどの事情が無い限りこのマナーを守るべきでしょう。
もちろん、身体的理由等、特別な事情がある場合はこの限りではありません。

Q6. 会場の終了時間前に撤収したいのですが？

A. 合同販売会「はーとふるメッセ」は、「協働」による販売活動です。販売時間中の撤収作業や空ブースができることは、他の出店者の迷惑となりますし、お客様にも悪い印象を与えます。時間内一杯、充実した販売活動ができるように職員・利用者・支援者の人繰りを工夫することも大切なマネジメント活動です。
どうしてもやむを得ない事情が発生した場合には、振興センターのスタッフにご相談下さい。